

日本聖公会横浜教区
ヨハネ 鎌田 雄輝 殿

決 定 書

2008年7月11日付けで、あなたがたほか2名の申立人から提出された懲戒申立書(被申立人、古賀久幸)について、同月31日付で9月15日までに補正して提出するよう補正命令書を送付しました。同月10日付「審判申立書」を受け取り、これを同月24日開催された教区審判廷審判員会議において審査しましたが、審判廷規則第17条第2項に基づき、下記の理由によって本申立を却下します。

記

〔申立却下の理由〕

審判廷規則第16条に規定する申立書の記載事項のうち、第4号「懲戒申立の事由である事実」について、日本聖公会法規第198条の懲戒事由を構成する事実が明らかにされていないため、懲戒を受けるべき行為の特定ができません。補正命令書において求めている「いつ」、「どこで」、「だれが」、「だれに」、「何をしたか」という事実が明記されておらず、補正されているとは判断できません。

〔不服申立について〕

本審判廷の決定に不服がある場合は、日本聖公会法規第208条第3項および審判廷規則第47条、第48条、第49条により、管区審判廷に不服申立をすることができます。

2008年9月24日

日本聖公会京都教区審判廷

審判長 主教

ステイパ 高世



審判員 司祭

バウマイ 三浦 浩久

審判員

マリア 吉田 淳子

審判員

サラ 大杉 紀美子

日本聖公会横浜教区
ヨハネ 鎌田 雄輝 殿

決 定 書

2008年7月11日付けで、あなたがたほか2名の申立人から提出された懲戒申立書(被申立人、原田文雄)について、同月31日付で9月15日までに補正して提出するよう補正命令書を送付しました。同月10日付「審判申立書」を受け取り、これを同月24日開催された教区審判廷審判員会議において審査しましたが、審判廷規則第17条第2項に基づき、下記の理由によって本申立を却下します。

記

〔申立却下の理由〕

審判廷規則第16条に規定する申立書の記載事項のうち、第4号「懲戒申立の事由である事実」について、日本聖公会法規第198条の懲戒事由を構成する事実が明らかにされていないため、懲戒を受けるべき行為の特定ができません。補正命令書において求めている「いつ」、「どこで」、「だれが」、「だれに」、「何をしたか」という事実が明記されておらず、補正されているとは判断できません。

〔不服申立について〕

本審判廷の決定に不服がある場合は、日本聖公会法規第208条第3項および審判廷規則第47条、第48条、第49条により、管区審判廷に不服申立をすることができます。

2008年9月24日

日本聖公会京都教区審判廷

審判長 主教 ステイノ 高地 

審判員 司祭 バルトロマイ 三浦 浩久 

審判員 マリア 吉田 淳子 

審判員 サウ 大杉 紀美子 

日本聖公会横浜教区
ヨハネ 鎌田 雄輝 殿
日本聖公会大阪教区大阪聖ヨハネ教会
コンスタンチヌス 村岡 利幸 殿

決 定 書

2008年7月11日付けで、あなたがたほか1名の申立人から提出された懲戒申立書(被申立人、佐藤公一)について、同月31日付で9月15日までに補正して提出するよう補正命令書を送付しました。同月10日付「審判申立書」を受け取り、これを同月24日開催された教区審判廷審判員会議において審査しましたが、審判廷規則第17条第2項に基づき、下記の理由によって本申立を却下します。

記

〔申立却下の理由〕

審判廷規則第16条に規定する申立書の記載事項のうち、第4号「懲戒申立の事由である事実」について、日本聖公会法規第198条の懲戒事由を構成する事実が明らかにされていないため、懲戒を受けるべき行為の特定ができません。補正命令書において求めている「いつ」、「どこで」、「だれが」、「だれに」、「何をしたか」という事実が明記されておらず、補正されているとは判断できません。

〔不服申立について〕

本審判廷の決定に不服がある場合は、日本聖公会法規第208条第3項および審判廷規則第47条、第48条、第49条により、管区審判廷に不服申立をすることができます。

2008年9月24日

日本聖公会京都教区審判廷

審判長 主教 ステバフ 高地 
審判員 司祭 バルトロマイ 三浦 裕久 
審判員 マリア 吉田 淳子 
審判員 サラ 大杉 紀美子 